

# ワンチャンスストック利用規約 平成29年12月1日改定

## 総則

### 第1条 (ワンチャンスストック)

ワンチャンスストックとは、JAAWEB 及びクイック・ネットワーク株式会社(以下当社)の業務提携先の WEB サイトに掲載し、業販可能な展示在庫車両を売買取引できるサービスをいいます。

### 第2条 (原則)

ワンチャンスストックは、「ワンチャンスストック利用規約」に則り運営されます。会員が、ワンチャンスストックに参加するに当たっては、当社が市場の公正かつ円滑な運営のため設ける以下の諸規程及び指示に従わなければなりません。

1. 出品規程
2. 落札規程
3. 検査規程
4. 書類規程
5. クレーム規程
6. 車輛輸送規程
7. その他、当社が定めた規程及び指示事項

### 第3条 (掲載と取引の集計日)

ワンチャンスストックは、原則として無休運用(当社が別に定める日を除く)とします。集計日は毎日とし、翌日に計算書を発行します。(但し、土曜を除く)

# 出品規程

## 第1条 (出品店義務)

出品店は次のことを義務として有するものとします。

1. 出品店は、自主検査を実施し、その仕様、品質、不具合、欠陥などの程度を誠実に、且つ明確に出品票に記入することとし、誤った記入や申告の漏れ、不適切な表現により問題が発生した場合、当社の裁定による責任を負わなければならない。また、当社は記入内容を不適切と判断した場合には、それを訂正できるものとします。
2. 8ナンバー改造車は、その改造内容(キャンピング等)を出品票に記入すること。
3. 成約車輛の譲渡書類は成約日を含め、8日以内に当社に提出するものとします。尚、当社営業時間外に成約の場合、翌営業日を提出期限の起算日とします。
4. クレーム及びトラブルが発生した場合は、その解決に建設的に協力し、当社の裁定に従うこと。
5. 元の名義人に対し、迷惑がかからないように配慮して出品手続きを行うこと。
6. 成約車輛について、落札規程第11条に定める消費税の返還請求があった場合、出品店はこれを承諾すること。
7. リサイクル料金預託済み車輛は当社が定める所定の申告方法にて出品手続きをすること。
8. 保証書・記録簿等の証明書類、リモコン類、ナビディスク等は出品店で保管するものとし、成約後に譲渡書類と一緒に当社へ提出すること。
9. 走行距離について、メーター交換歴がある場合は当社が定める所定の申告方法にて出品手続きをすること。
10. 出品車輛に自動車税の滞納がないことを確認すること。
11. 成約日の属する月までの自動車税相当額を負担すること。
12. 出品店は、譲渡書類を提出する際には、予めその内容を十分に確認すること。
13. 出品店は譲渡書類の差替えや再発行が困難と思われる場合、抹消または自社名義への登録を行った上で出品すること。

## 第2条 (出品車輛基準)

ワンチャンストックは、以下の制限事項に当てはまるものは出品できないものとします。

1. 移転登録、または新規登録に必要な書類が完備しない車輛
2. 差し押さえ車、盗難車等の法的問題車、及び抵当権付車(解除不能)や接合車に該当する車輛
3. 事業用車
4. 冠水車及び災害車
5. 自走不可能な車輛
6. 事故現状車
7. その他当社が出品不相当と判断した車輛

## 第3条 (出品車の掲載可能期間)

出品車の掲載可能期間は、無期限とします。

## 第4条 (掲載内容の訂正・変更)

出品店は、掲載後の車輛に関し掲載内容の訂正を行う場合、出品店責任において一時掲載を休止し、直ちに当社へ申告することとします。当社はその申告を受け、内容訂正を行います。内容訂正後は再掲載をすることができます。

第5条（掲載休止・取消）

出品店は、何らかの理由で掲載を保留する場合、当社指定のシステムを利用し、自らの責任において掲載を休止または取消の処理を行わなければなりません。

第6条（再掲載）

出品店は、掲載休止した車輛を再掲載することができます。

第7条（掲載制限）

1. 当社は、掲載車輛の販売希望価格及び出品票への記載内容が適正でないと判断した場合、掲載内容の指導や制限を行う場合があります。
2. 掲載内容の指導や制限を実施したにもかかわらず改善がみられないと判断した場合、当社は掲載を停止することができますものとします。

第8条（出品店の代金決済）

出品店に対する代金決済は次の通りとします。

1. 成約車輛の代金は、当社が定めた譲渡書類の締切日と支払日の通り当社が支払います。但し、到着した譲渡書類は書類規程第1条に適合していることが必要です。
2. 出品店が、当社に対して手数料、落札車輛代金その他の債務を有している場合には、当社は成約車輛代支払の際に、当該債務と相殺して決済することができるものとします。
3. 他の当社グループ会場との代金決済の相殺はできません。

第9条（出品店都合による契約の解除）

出品店は、成約日の翌営業日 17:00 迄に自己都合で契約解除の申告をした場合、次の通り、落札店に対するペナルティ及び当社に対する手数料を支払うことで当該車輛の売買契約を解除することができます。但し、当該車輛が車輛所在地より輸送された場合、契約の解除はできないものとします。

1. ペナルティは、5万円とします。
2. 手数料は、成約料及び落札料。

第10条（落札店都合による契約の解除）

出品店は、落札規程第8条により落札店から契約解除の申し出があった場合、これを受けるものとします。但し、当該車輛が車輛所在地より輸送された場合、これに限りません。

# 落札規程

## 第1条（落札店義務）

落札店は次のことを義務として有するものとします。

1. 落札しようとする出品車について、掲載内容を十分に確認すること。  
WEB上に掲載された文字情報と出品票の車輛情報が異なる場合は、WEB上に掲載された出品票の車輛情報を基準とします。但し、「訂正内容」項目がある場合は、文字データを優先します。
2. 落札後は、クレーム申告期限内に落札車輛とお買い上げ票との相違がないことを再度確認すること。
3. 落札車輛のクレームについては、その解決に建設的に協力し、当社の裁定に従うこと。クレームに係わる車輛であつても車輛代金は規程通り支払うこと。
4. 落札車輛の譲渡書類は到着後速やかにその内容を確認すること。
5. 落札車輛の名義変更は書類規程によるものとします。
6. 落札車輛の元の名義人に対し、迷惑のかかる行為を行わないこと。
7. 落札店は、落札車輛の第三者への転売後に発生したクレームに対し、自己の責任においてその解決に当たらなければならない。
8. 落札店が、出品店及び当社にクレーム等に関する何らかの請求権を有する場合、その権利を第三者に譲渡してはならない。

## 第2条（車輛所有権の移転）

1. 落札車輛の所有権は、落札店が落札車輛代金の支払を当社が確認した時点で出品店から落札店に移転するものとします。
2. 落札店が落札車輛代金を当社に支払う以前に、当社が出品店に対して車輛代金を支払った場合、当該車輛の所有権は担保として代金決済まで当社に留保されます。

## 第3条（落札方法）

落札は、当社会員及び当社提携先会員がWEB上にて行うものとします。

1. 落札しようとする車輛に「Quickで予約ボタン」が表示されていた場合、落札申込者が当ボタンを押下し、自動輸送画面に表示される詳細に同意することで落札予約状態となり、出品店の車輛在庫および、出品店の販売の意思が確認された時点で契約成立となります。
2. 落札予約は取消できません。但し、落札予約状態から2時間（事務所営業時間内）を経過しても出品店の車輛在庫が確認できない場合、落札申込者の意向により落札予約の取消ができるものとします。
3. 落札予約状態の車輛は、「落札予約中」の表示がされ、他者が落札申込することはできません。
4. 「Quickで予約ボタン」が表示されている場合、事前に値引の可否を問合せすることができます。但し、事前問合せ中（値引交渉中、または値引の合意がなされたもの）であっても、他者が当ボタンを押下した場合はボタン押下が最優先されます。

## 第4条（落札車輛の搬出）

1. 当社が特に認めた場合を除き、代金決済前の車輛引取りはできません。
2. 落札車輛は、車輛輸送規程第3条に定める車輛引渡し期限日までに速やかに引取るものとします。

## 第5条（譲渡書類）

譲渡書類は代金決済後、送付するものとします。

#### 第6条（自動車税、自動車税相当額）

落札店は落札車輛が登録ナンバー付の場合、書類規定に定める成約日の翌月以降の自動車税相当額を当社に支払い、名義変更の結果により清算を受けるものとします。（軽自動車は、一律年間1万5千円とします。）

#### 第7条（落札店の代金決済）

落札店の代金決済は次の通りとします。

1. 落札車輛の車輛代金、落札手数料、自動車税等は計算書発行日を含め7日以内に振込みにて当社に支払うものとします。但し、決済期限日が当社もしくは金融機関の休業日にあたる場合は、その前日を期限日とします。
2. 他の当社グループ会場との代金決済の相殺はできません。

#### 第8条（落札店都合による契約の解除）

落札店は、成約日の翌営業日 17:00 迄に自己都合で契約解除の申告をした場合、次の通り、出品店に対するペナルティ及び当社に対する手数料を支払うことで当該車輛の売買契約を解除することができます。但し、当該車輛が車輛所在地より輸送された場合、契約の解除はできないものとします。

1. ペナルティは、5万円とします。
2. 手数料は、成約料及び落札料。

#### 第9条（出品店都合による契約の解除）

落札店は、出品規程第9条により出品店から契約解除の申し出があった場合、これを受けるものとします。但し、当該車輛が車輛所在地より輸送された場合、これに限りません。

#### 第10条（禁止行為）

落札車輛の元の名義人ならびに出品店に対し、迷惑のかかる行為を行うことを禁止します。

1. 出品店に対し直接連絡が発覚した場合  
嚴重注意を行ったにもかかわらず、再度出品店に対し連絡を行った場合ペナルティとして5万円、さらに連絡をした場合10万円を出品店に対し支払うものとします。
2. 交通違反・放置車輛・旧所有者への問合せが発覚した場合  
ペナルティとして5万円さらに解決の努力を怠った場合、ペナルティとしてさらに10万円を出品店に対し支払うものとします。

#### 第11条（非課税車の消費税返還）

落札車輛が福祉車輛等による消費税非課税車であった場合、消費税の返還は計算書発行日より2週間以内に申告された場合に限り行うものとします。

#### 第12条（リサイクル料金の取扱い）

リサイクル料金の誤請求があった場合、当社に書類到着後2週間以内に落札店より申告された場合に限り処理を行います。

# 検査規程

## 第1条（検査方法）

1. ワンチャンストックに出品する掲載車輛の検査方法は、出品店による自主検査とします。出品店は、車輛検査の結果をワンチャンストック評価点採点基準に基づいて、評価点を付与するものとします。
2. 当社は、会場確認が必要な出品店と判断した場合、出品店に対し会場確認検査を義務付けることができるものとします。
3. 会場確認検査により出品店の自主検査内容と車輛状態に相異があることが判明した場合、落札店は会場確認検査の結果に基づいてクレームの申し立てができるものとします。

## 第2条（出品票）

出品店は、検査情報の掲載について以下の出品票を利用することが出来ます。

1. 「ワンチャンストック出品票」を利用した掲載
  - A. 検査結果・評価点及び車輛情報を「ワンチャンストック専用出品票」に記入し掲載することとします。
  - B. 当社が認めた車輛状態図を「ワンチャンストック出品票」として利用し、車輛検査の結果をワンチャンストック評価点採点基準に基づいて評価点を付与した上で掲載することとします。
2. 「当社グループ会場の出品履歴」を利用した掲載  
掲載車輛が、当社グループ会場（JAA 葛西会場・HAA 神戸会場）で取引された履歴がある場合、その時点の出品票を利用することができます。この場合にあっても、出品店は出品規定に定める自主検査を行った上で、評価点を含めた出品票と現状の車輛状態の相違を誠実且つ明確に表示することとし、出品票の記載内容も含めた責任を負うものとします。

## 第3条（採点基準）

ワンチャンストック評価点の採点基準は別途定めます。

## ワンチャンストック 評価点採点基準

1. (ワンチャンストック評価点採点基準) ワンチャンストックの出品車両評価点採点基準は以下の表の通りとします。

点数	登録	走行	基本内容及び状態	制限
S	1年未満	10,000km以内	・無傷、無補修	
6	3年未満	30,000km以内	・ほとんど無傷、無補修 ・微小で目立たない加修跡、小キズ、小ヘコミ程度	
5	5年未満	50,000km以内	・軽微な加修跡はあるが、状態が良好なもの ・部分的で目立たないキズ、ヘコミがあるもの ・内装は良好	
4.5	10年未満	100,000km以内	・加修跡は良好なもの ・キズ・ヘコミが少々あるもの ・内装は小汚れ、小コゲ、小コゲ穴があるもの ・コアサポート・バックパネルにダメージの無いもの	・ボルト取付の外板1パネルの交換
4	制限無し	150,000km以内	・加修跡は良好なもの ・キズ・ヘコミ・サビがあり、少々の加修を要するもの ・内装は汚れ、コゲ、コゲ穴があるもの ・コアサポート、バックパネルに軽微なダメージのあるもの	・ボルト取付のコアサポートの交換 ・コーションプレート欠品
3.5	制限無し	制限無し	・内外装の状態が悪く、加修を要するもの ・外装に部分的な塗装ボケがあるもの ・コアサポート、バックパネルにダメージのあるもの	・ルーフを除く、溶接取付の外板1パネルの交換 ・色替車
3	制限無し	制限無し	・内外装に大きなダメージがあり、多くの加修を要するもの ・外装に全体的な塗装ボケがあるもの ・サビ・腐食があり、多くの加修を要するもの ・骨格部位の軽微な損傷で修復歴の範囲でないもの	
2	制限無し	制限無し	・商品化に多大な加修を要するもの ・腐食の状態が悪く、腐食穴があるもの	・粗悪車
R	制限無し	制限無し	・修復歴車	
T	制限無し	制限無し	・特殊車両等で出品を行ったもの	

2. (瑕疵記号) 瑕疵記号の内容は以下の通りとします。

瑕疵記号	内容	瑕疵記号	内容	瑕疵記号	内容	瑕疵記号	内容
A	キズ	B	キズ・ヘコミ	W	補修跡	Y	切れ・ワレ
U	ヘコミ	AU		S	サビ	XX	交換跡
BP	修理要す	P	色アセ・Pハゲ	C	腐食	X	交換要す

## ダメージレベル

記号	内容	レベル	イメージ
A	キズ	A	2、3cm程度のキズ
		A1	10cm程度のキズ(拳大程度)
		A2	20cm程度のキズ(手のひら大程度)
		A3	A2 以上のキズ(手のひらをこえるもの)
U	へこみオサレ	U	エクボ(親指くらい)
		U1	小へこみ(拳大程度)
		U2	へこみ(手のひら大程度)
		U3	U2 以上のへこみ(手のひらを超えるもの)
BまたはAU	キズ へこみ	BまたはAU	キズへこみ
		B1 またはAU1	拳大のキズ・へこみ
		B2 またはAU2	手のひら大のキズ・へこみ
		B3 またはAU3	手のひらを超えるキズ・へこみ
P	色あせ 色ボケ 剥がれ	P1	軽微な色褪せ、塗装剥がれ、塗装ナミの強いもの
		P2	部分的な色褪せ、塗装剥がれ、塗装仕上がりの悪いもの
		P3	大きな色褪せ、塗装剥がれ
W	補修跡	W1	補修跡のあるもの
		W2	容易に確認できる補修跡でナミがある
		W3	再加修の必要な補修跡

3. (ワンチャンストック内装評価採点基準) ワンチャンストック内装評価採点基準は以下の表の通りとします。

評価	基準	目安
A	加修のかからない状態のもの	・軽微なコゲ、小キズ、革シート小シワ程度のあるもの
B	加修を必要とするもの	・コゲ、コゲ穴、ビス穴、キズ、切れ、破れ、汚れ、シミ等があるもの ・クリーニング等で目立たなくなる汚れのあるもの
C	多大な加修を必要とするもの	・張替え等の主要部品の交換が必要な状態のもの ・内張り、シート等が多数欠品しているもの ・異臭のあるもの

内装評価の単独基準とし、全体評価点とは連携しない(内装評価による制限を設定しない)。車輛情報データとしては表示せず、出品票(状態票)のみの表示とする。内装評価点はデータ連携及び出品票記入において必須項目としない。

4. (修復歴車の定義) 修復歴車とは、次の各部位を交換、修正してあるもの、または修正を要する車輛とします。  
クロスメンバー(フロント・リア)、サイドメンバー(フロント・リア)、インサイドパネル(フロント・リア)、ダッシュパネル、ピラー、ルーフ、センターフロアパネル、フロアサイドメンバー、リアフロア(トランクフロア)

5. (接合車の定義) 他車の部品(中古部品)を用いて、事故骨格を含む複数パネルを一体で交換(接合)しているもの。  
または、当社が接合車と判断したもの。

6. (災害車の定義)

(1) 冠水車

災害や浸水などによって、水または泥等が室内に流れ込んだもの。または、当社が冠水車と判断したもの。

(2) 火災車・消火剤噴霧跡

災害・火災・消火剤噴霧跡などによって、著しく商品価値が下落する状態のもの。または、当社が災害車と判断したもの。

## 書類規程

### 第1条（書類の完備）

譲渡書類の完備とは全国どこの陸運支局、または検査登録事務所でも登録可能な書類で、次のいずれかの要件を備えるものとします。

1. 登録ナンバー付き車の譲渡書類は印鑑証明、委任状等の有効期限が成約日の属する月の翌月末日以降であること。但し、譲渡書類が有効期限を満たさない場合でも、譲渡書類有効期限を名義変更期限とすることを落札予約中及び値引き交渉中に出品店から申告がなされ、これを落札申込店が承諾し、かつその期限が成約日を起算日として22日以上で、当社に成約日を含め8日以内に譲渡書類が提出された場合に限り、書類完備扱いとします。
2. 完成検査終了証及び予備検査証の有効期限は成約日の属する月の翌月末日以降とします。

### 第2条（書類不備）

1. 第1条に該当しないものは不備書類とします。但し、第1条第1項の条件に満たない場合でも、出品店が落札店に対し早期名義変更依頼料として2万円を支払うことで落札店の承諾を得た場合はこの限りではありません。
2. 中間省略登録（ダブル移転）、破産会社や死亡相続書類等、地域によって取り扱いが異なるものは、受付致しません。この場合は、自社名義に名義変更後出品するものとします。但し、落札店が承諾した場合はこの限りではありません。

### 第3条（譲渡書類の罰則）

1. 出品店が譲渡書類の全部、または一部の引渡しを遅延した場合、遅延日数により次のペナルティを課します。
  - 1) 成約日含め8日を越えた場合、1万円
  - 2) 以降1週毎に1万円を加算
2. 落札店に譲渡書類到着後に書類不備が判明した場合は、以下の取扱いとします。
  - 1) 譲渡書類到着日を含め3日以内に不備の申告があった場合、出品店は申告日を含め7日以内に書類を完備させ当社に提出するものとします。落札店申告日から7日を超過した場合、出品店は遅延ペナルティとして1万円を落札店に支払うものとし、更に7日経過毎に1万円を加算します。
  - 2) 当社への代金支払がオークション計算書発行日を含め7日を越えた場合は書類の完備のみ行い、出品店への遅延ペナルティは課さないものとします。
3. ペナルティは、当社が出品店より徴収し、原則として落札店に支払うものとします。
4. 成約日を含め22日以内に入庫しない場合、落札店はペナルティを伴うキャンセルができるものとします。この場合出品店が支払うペナルティは10万円＋実費相当額とします。

#### 第4条 (差替及び再発行手数料)

落札店における譲渡書類の紛失、失効及び書き損じ等による差替えについては、次の手数料をもって出品店に依頼するものとします。但し、旧所有者が記入すべき欄の書き損じについては手数料を免除とします。また、差替え及び再発行は全て当社を通じて行うものとします。

1. 全部 10万円(軽自動車の返納証明書を含む)  
(当社の裁定により実費が加算される場合があります。)
2. 一部
  - ①. 印鑑証明 5万円
  - ②. 委任状、譲渡書、住民票、謄本など 各一点につき 3万円
  - ③. 軽自動車 OCR シート、申請依頼書 各一点につき 3万円(上記手数料に当社が領収書等で確認し、相当と認められた費用が加算される場合があります。)

#### 第5条 (名義変更)

1. 落札車輛の名義変更期限は、成約日の属する月の翌月末日とします。
2. 落札店による名義変更完了の届出期限は成約日の属する月の翌々月5日とし、その届出方法は車検証の「写し」またはこれに準ずるものに当該成約日付及び出品番号を記載したものを当社に提出することとします。尚、FAX による届出の場合は、落札店の責任において当社に対し受領確認を行うものとし、当社が到着を確認した時点で届出の完了とします。また、名義変更の届出期限が当社休業日の場合は、翌営業日を届出期限とします。

#### 第6条 (自動車税相当額)

1. 落札店より預る登録ナンバー付き車の自動車税相当額は、月単位とし次表の通り成約日の属する月の翌月を起算日とする東京都税基準の残月分相当額とします。(軽自動車は、一律年間1万5千円とします。)

開催	1月	2月	3月	4月	5月	6月
残月	2ヶ月	1ヶ月	12ヶ月	11ヶ月	10ヶ月	9ヶ月
開催	7月	8月	9月	10月	11月	12月
残月	8ヶ月	7ヶ月	6ヶ月	5ヶ月	4ヶ月	3ヶ月

2. 名義変更完了後、次のように自動車税相当額を清算します。移転登録の場合、落札店からの預かり額全額を出品店に支払います。抹消登録の場合は以下による

抹消登録月	返金	
	落札店	出品店
成約日の同月	預かり金の全額	0
成約日の翌月	1ヶ月差し引残額	1ヶ月

抹消登録が成約日の属する月の翌々月以降となった場合、成約日の属する月の翌月を基点とし抹消登録月までの月割額を落札店負担とし、出品店に支払います。また、軽自動車の税止めは必ず落札店の責任で行うこととします。尚、新年度の自動車税が前の名義人に請求された時は落札店で税止めの処置を怠ったものとし、自動車税の税止め処置が完了するまで自動車税を請求します。

#### 第7条 (自動車税相当額の集計と清算)

1. 第6条第2項に基づき、当社所定の手続きにて清算します。
2. 登録ナンバー付き車が移転登録後、移転登録日と同一年度内に抹消登録された場合、出品店は自動車税相当額の清算終了後であっても、当社が行う自動車税相当額の再精算に応じ、抹消登録日翌月から年度末までの月割自動車税相当額を落札店に支払うものとします。但し、当社は落札店が当社に対し抹消登録日の翌月5日までに口頭または電話による申出の上に抹消謄本の提出を行った場合に限り、この再精算を行うものとします。

#### 第 8 条 (名義変更遅延の罰則)

1. 落札店が第 5 条第 1 項に定める名義変更期限に遅延した場合は、以下の取扱いとします。
  - 1) 名義変更期限もしくは名義変更完了届出期限に遅延した場合、落札店は出品店に対し、名義変更遅延ペナルティとして1万円を支払うものとし、更に名義変更完了届出期限から7日経過毎に1万円を加算します。
  - 2) 名義変更完了届出期限を経過した場合、当社は落札店に対して名義変更確認費用として実費請求するものとします。尚、名義変更確認費用の課金に関わらず、落札店は当社への名義変更完了届出の義務を負うものとします。
2. 名義変更期限が3月末日までの登録ナンバー付き車の名義変更実施が翌年度となり、前所有者に翌年度分自動車税の請求がされた場合、落札店は前項に定める名義変更遅延ペナルティに加え、さらに名義変更年度越えペナルティ1万円を出品店に支払うものとします。また、落札店は前所有者に請求された次年度分自動車税の相当額を負担するものとします。

#### 第 9 条 (自動車税未納、税止め不備の罰則)

1. 成約車輛の車検満了日の前、1ヶ月以内に自動車税の未納が発覚し、落札店が継続検査を受けることができなかった場合、出品店は自動車税未納ペナルティ1万円を落札店に支払うものとします。(但し、自動車税納付期限内は除く)また、出品店は未納自動車税全額を負担するものとします。
2. 落札店が軽自動車税の税止め処理を怠り、前所有者に翌年度分自動車税が請求された場合、落札店は税止め不備ペナルティ1万5千円を出品店に支払うものとします。

#### 第 10 条 (自動車税非課税または減免の車輛)

成約車輛が自動車税非課税または減免の車輛で、移転登録時に登録の都道府県において月割自動車税の課税がされた場合、出品店は移転登録時に課税された月割自動車税相当額を負担し、落札店に支払うものとします。この場合については第 9 条第 1 項に定める自動車税未納ペナルティの対象としないものとします。

#### 第 11 条 (自動車損害賠償責任保険)

自動車損害賠償責任保険の使用の本拠が沖縄県や離島で保険料が本土と異なり、追徴金が生じる場合、落札店からの成約日の属する月の翌月末日までの申告を条件に、出品店は落札店に追徴金を支払うものとします。

# クレーム規程

## 第1条（総則）

1. 本規程は当社が主催するワンチャンストックにおけるクレーム処理について定めるものである。
2. 出品店は車輛の出品に際して、十分な点検・整備・確認を行い、クレームの発生を事前に防止するよう努めなければならない。
3. 落札店は掲載車輛について掲載内容を十分に確認し、落札した際はクレーム申告期限内にお買い上げ票と当該車輛との差異がないか再度確認しなければならない。
4. クレームが発生した場合、当該車輛の出品店・落札店は当社と協力してクレームの早期解決に努力しなければならない。

## 第2条（受付）

1. 落札車輛のクレーム受付は、申告期限日の当社営業時間内に申告されたものに限り。但し、期限日が事務所休業日の場合、翌営業日を期限日とします。受付窓口）クイック・ネットワーク株式会社：月曜日～土曜日 9:30～17:00
2. 出品店との交渉は当社を通して行うものとします。
3. クレームの受付は、1台につき1回とします。但し、申告期限が異なる内容で当社が認めた場合はその限りではありません。

## 第3条（事実の確認）

1. クレーム受付後、現状確認のために要する点検はディーラーで実施し、見積り代等の費用は、落札店負担とします。（当社が認めた場合は除く）
2. クレーム処理を公正に行う為に、事実の確認を次の方法で行います。
  - 1) 当社の指定した場所に車輛を一旦引き取った上での確認
  - 2) 当社の指定した検査員または代理人による出張確認
  - 3) その他の方法による確認
3. 当社が最終の裁定を行う為の確認に要した費用は、クレーム等が事実であった場合は出品店負担とし、事実でなかった場合は落札店負担とします。

## 第4条（裁定）

1. クレームの解決に当っては、当社が年式、走行距離等を考慮した総合的判断をもって裁定を行います。
2. 当社が裁定した結果については、如何なる場合も当事者はこれに従うものとします。
3. 裁定の種類は以下の通りとします。
  - 1) キャンセル  
出品店は、落札料、往復陸送代、ペナルティ、及び当社が認めたキャンセルに関わる実費相当額を負担するものとします。但し、ペナルティ及び、実費相当額の負担の有無はクレームの内容により異なります。
  - 2) 値引き(当社手配による部品支給も同様の扱いとする)
  - 3) 部品支給  
出品店は裁定結果による部品を落札店に支給するものとします。部品は中古品を基準とし、支給前に出品店の責任において正常なものと確認し支給することとします。この場合、落札店は現物到着後速やかに確認を行うこととします。
  - 4) ノークレーム  
申告内容、点検結果等において処理基準に当てはまらない場合は、クレームとして認めないものとします。また、不具合でメーカー保証が有効な場合はそれを優先とし、メーカー保証に関わる保証継承代等は出品店負担とします。

第5条 (クレーム事項の受付期間と裁定)

クレーム事項の受付期間と裁定					
クレーム事項	クレーム受付期間				
	評価点付	R点	低額車10万円以下 軽5万円以下	10年- 10万km	
1 年式	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時:ペナルティ2万円+陸送代+全手数料
2 初年度登録月相違	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	<6か月以上の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル+陸送代+全手数料 値引時:1か月あたり、普2.5千円、軽1.5千円(上限は6か月) <6か月未満の相違> キャンセル不可(特殊事情がある場合当社判断) 値引時:1か月あたり、普2.5千円、軽1.5千円
3 車名	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	書類確認が必要なものは、書類到着日含む7日以内
4 グレード相違 (パッケージオプション含む)	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	上位グレードの場合は、基本的にノークレーム(当社判断)
5 ディーラー・並行相違	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	
6 型式・排気量	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	書類確認が必要なものは、書類到着日含む7日以内 NoxIについては、書類到着日含む7日以内
7 ドア・形状	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	バン・ワゴン等 書類確認が必要なものは、書類到着日含む7日以内
8 定員・積載	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	
9 車歴	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	レンタ・営業車等 キャンセル時:ペナルティ2万円+陸送代+全手数料
10 車検	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	<6か月以上の相違> キャンセル時:陸送代+全手数料 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6か月) <6か月未満の相違> キャンセル不可 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円 <車検付申告が抹消であった場合> キャンセル時:ペナルティ2万円+陸送代+全手数料 値引時:個別対応
11 車体色相違	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輛到着日含む 3日以内	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コードを優先とする
12 色替え					必要により現車確認とする
13 シフト相違	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	フロア～コラム、AT～MT、5速～4速等
14 冷房・装備品の有無	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	
15 燃料相違	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	ガソリン～ディーゼル等
16 セールスポイントの不良・有無	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	車輛到着日含む 3日以内	セールスポイントに記載された装備品が不良、又は、無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする
17 保証書の有無	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	有効期限有り(落札店からのキャンセル可) 値引きの場合は登録後1年以内5万円、3年以内3万円 それ以上は1万円とする。
18 諸元相違 (長さ・幅・高さ)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、当社が相当と判断した場合はクレームとする

文字データ・画像

クレーム事項の受付期間と裁定						
クレーム事項	クレーム受付期間					
	評価点付	R点	低額車10万円以下 下軽5万円以下	10年・ 10万km超		
内装	19 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	但し、当社が相当と判断した場合に限る
	20 標準装備品の欠品	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、ロックナット及びリモコンキーの欠品はノークレーム
外装	21 フロントガラス割れ	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	
	22 社外マフラー	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	検対マフラー除く
	23 溶接部品交換 (リヤフェンダー・バックパネル等)	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	
	24 足廻り改造	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	
電装	25 P/W・ドアミラー作動不良・オーディオ不良	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年・10万km以内の車両
	26 テレビ・ナビ・サンルーフ・パワースライドドア・エアコン・セルモーター・ダイナモ・コンピューター不良	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	
	27 その他の電装関係	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	ノークレーム	
機関・機構	28 エンジン異音・不良	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	
	29 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	
	30 ターボ・スーパーチャージャー不良及び改造	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	
	31 ラジエーター・ウォーターポンプ不良	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	
	32 クラッチ滑り	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	
	33 ミッション異音・不良	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	
	34 デフ・トランスファー・カップリング不良	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	オイル漏れはノークレームとする
35 ドライブシャフト不良	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内		
36 ABS・ブレーキ不良	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	ノークレーム	車両到着日含む3日以内	10万km以内の車両に限りクレームとする パット・ローターはノークレームとする	
37 AB作動跡未修復	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	車両到着日含む3日以内	キャンセル対象	

※全諸経費とは成約料・落札料・往復の車両陸送代・当社が認めるその他の経費

クレーム事項	クレーム受付期間				
	評価点付	R点	低額車10万円以下 下軽5万円以下	10年・ 10万km超	
38 ショック・サス不良 (エアサス・アクティブのみ)	車両到着日含む 3日以内	車両到着日含む 3日以内	ノークレーム	車両到着日含む 3日以内	10万km未満の車両に限りクレームとする
39 パワステ・ギアボックス・ポンプ不良	車両到着日含む 3日以内	車両到着日含む 3日以内	ノークレーム	車両到着日含む 4日以内	10万km未満の車両に限りクレームとする
40 キー違い (エンジンキーとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
41 強化クラッチ	車両到着日含む 3日以内	車両到着日含む 3日以内	ノークレーム	車両到着日含む 3日以内	
42 職権打刻(国産のみ)	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	
43 登録遅れ	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	その車両のモデルチェンジ、マイナーチェンジ後、年を越えて登録された車両
44 型式改・構造変更の表示なし	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	
45 型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
46 記録簿の有無	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	保証書の有無に準ずる
47 ワンオーナー	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時:ペナルティ2万円+陸送代+全手数料
48 積算計の不良	車両到着日含む 3日以内	車両到着日含む 3日以内	車両到着日含む 3日以内	車両到着日含む 3日以内	
49 ナビロム・リモコン等 付属部品の欠品	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	装備品に○印、又は、セールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満であってもクレームとし、現品支給または値引きとする
50 コーションプレート欠品の申告漏れ	車両到着日含む 3日以内	車両到着日含む 3日以内	ノークレーム	車両到着日含む 3日以内	値引き・キャンセルいずれかの対応とする
51 車検証備考欄の走行距離相違	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	キャンセル時ペナルティ5万円+全諸経費
52 前項各本文に該当する場合でも、当社が相当と認めた場合					クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる
※全諸経費とは成約料・落札料・往復の車両陸送代・当社が認めるその他の経費					

第6条（契約の解除を伴う重要事項のクレーム）

契約の解除を伴う重要事項のクレーム					
クレーム事項	クレーム受付期間				
	評価点付	R点	低価格車10万円以下軽5万円以下	10年・10万km超	
1 盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第3者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティ10万円、当社が認める全諸経費を落札店に返還するものとする
2 メーター改ざん・交換・1回 転申告漏れ	落札日含む180日以内 または 書類到着日含む30日以内	落札日含む180日以内 または 書類到着日含む30日以内	落札日含む180日以内 または 書類到着日含む30日以内	落札日含む180日以内 または 書類到着日含む30日以内	キャンセル時：ペナルティ5万円＋全諸経費  ※車検証、整備記録簿等（認定・指定工場によるもの）送付した書類から判明する場合は、書類到着日含む30日以内とする
3 冠水車	車輛登録日含む90日以内	車輛登録日含む90日以内	車輛登録日含む90日以内	車輛登録日含む90日以内	当社が相当と判断した場合に限り、ペナルティ5万円＋全諸経費
4 消火器散布跡	落札日含む90日以内	落札日含む90日以内	落札日含む90日以内	落札日含む90日以内	当社が相当と判断した場合に限り、ペナルティ5万円＋全諸経費
5 接合車	落札日含む180日以内	落札日含む180日以内	落札日含む180日以内	落札日含む180日以内	当社が相当と判断した場合に限り、ペナルティ5万円＋全諸経費
6 エンジン乗せ替え (規格外)	落札日含む30日以内	落札日含む30日以内	落札日含む30日以内	落札日含む30日以内	キャンセル時：全諸経費
7 ミッション乗せ替え (規格外)	落札日含む30日以内	落札日含む30日以内	落札日含む30日以内	落札日含む30日以内	FA～F5、AT～MT等 キャンセル時：全諸経費
8 年式・車歴 (レンタ・営業車等)違い	書類到着日含む7日以内				キャンセル時： ペナルティ2万円＋陸送代＋全手数料
9 グレード違い(限定車・記念車・パッケージ等含む)	書類到着日含む7日以内				キャンセル時：陸送代＋全手数料
10 型式違い(型式に『改』が付く場合、車種・グレード・排気量が相違する場合)					
11 腐食により車台ナンバーが確認できない車輛、エンジン型式が確認できない車輛					
12 排気量違い(設定のある場合)					
13 8ナンバー未申告					
14 コーシオンプレート違い・職権打刻未申告(並行車除く)	書類到着日含む3日以内				必要により現車確認とする
15 修復歴車・溶接部品の交換(評価点3.5点以上の車輛)					
16 積算計の不良	書類到着日含む3日以内	書類到着日含む3日以内	書類到着日含む3日以内	書類到着日含む3日以内	キャンセル時：陸送代＋全手数料
全諸経費…成約料(検付手数料含む)・落札料・往復の車輛陸送代・当社が認めるその他の諸経費。 全手全手数料…成約料(検付手数料含む)・落札料					

## 車輛輸送規程

### 第1条（指定輸送業者）

JAAWEB 会員による落札車輛の輸送は、株式会社オークション・トランスポートによる自動輸送とします。

### 第2条（自動輸送）

1. 自動輸送とは、落札申込時「自動輸送同意画面」にて、その内容に同意することにより、落札確定と同時に輸送発注となるもので、株式会社オークション・トランスポートが車輛所在地より落札店が指定する輸送先に直接輸送することをいいます。
2. 自動輸送にかかる輸送料金は落札店が支払うものとします。

### 第3条（車輛引渡し）

1. 出品店は成約日翌日より成約車輛の引渡しが可能となるよう対応し、引渡し時には必ず車輛状態を確認することとします。出品店都合により、成約日翌日より3日以内に引渡しが行われない場合、落札店の意向による契約の解除、または落札店に対し5万円を上限として1日毎に1万円のペナルティを支払うものとします。
2. 車輛の不具合により搬出ができない場合、落札店の意向によりキャンセルができるものとします。
3. 第1項、第2項において落札店の意向によるキャンセルの場合には、出品店は落札店に対するペナルティ3万円と当社に対する成約料及び落札料を支払うものとします。
4. 第1項及び第2項において、車輛引渡し期限を超過することを落札店が承諾した場合、ペナルティは発生しないものとします。
5. 陸送会社が運搬可能な状態であり、車高が著しく低い車輛、オイル漏れ・水漏れなどの理由により陸送が不可能と判断された場合、出品会員は自らの責任で陸送可能な状態にすべきこととします。

### 第4条（車輛引取り）

1. 落札店は、落札車輛を引渡し期限日までに速やかに引取るものとします。